

久留米工業大学技術指導取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米工業大学（以下「本学」という。）における技術指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、技術指導とは、企業等からの申込みにより、本学の教員が教育、研究活動で蓄積した幅広い知見に基づいた指導、助言及び講習等を行い、当該企業等の業務又は活動を支援するものをいう。

(受入れの原則)

第3条 技術指導は、原則として教員等の職務と同一又は職務の範囲内と認められ、かつ、本来の教育、研究に支障が生じるおそれがないと求められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入条件)

第4条 技術指導の受入れの条件は、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 技術指導は、企業等の都合により一方的に中止することができないこと。
- (2) 技術指導に伴い特許等の知的財産が生じたときは、技術指導者の寄与分を本学に帰属させること。

(技術指導の申込み)

第5条 技術指導の申込みをしようとする者は、技術指導申込書（様式第1号）を学長に提出するものとする。

(受入れの決定及び通知)

第6条 技術指導の受入れは、地域連携センター長及び学科長等と協議の上、学長が決定するものとする。

2 学長は、技術研究の受入れを決定したときは、技術指導受入決定通知書（様式第2号）により当該企業等に通知するものとする。

(技術指導料)

第7条 技術指導料の額は、1時間につき5千円とする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は免除することができる。

2 技術指導料は、原則として技術指導の開始前に納付するものとする。

(知的財産の取扱い)

第8条 技術指導の実施に伴い生じた知的財産の取扱いについては、久留米工業大学受託研究取扱規程の規定を準用する。

(秘密の保持)

第9条 技術指導の実施に当たり、技術指導者が企業等から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報については、原則として非公開とする。

(事務)

第10条 技術指導に関する事務は、地域連携推進室において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、技術指導に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 9 日から施行する。

様式第1号

技術指導申込書

年 月 日

久留米工業大学学長 殿

住 所

名 称

代表者名

印

久留米工業大学技術指導取扱規程に基づき、下記のとおり技術指導を申し込みます。

記

1. 技術指導の題目

2. 技術指導の目的及び内容

3. 希望する技術指導の期間及び時間

年 月 日 ～ 年 月 日
(□年・□月・□週) 回、1回あたり 時間

4. 技術指導者の希望 (学科・氏名)

5. その他

6. 事務担当者連絡先

住所:

所属:

氏名:

TEL:

FAX:

E-mail:

※ 本申込みに関わる個人情報については、申込者の同意がある場合、又は法律上提供しなければならない場合を除き、目的の範囲を超える利用及び第三者への開示・提供をいたしません。

〈大学記載欄〉

技術指導料 無料

有料

円 (消費税含む。)

様式第2号

第 号
年 月 日

(申込者) 殿

久留米工業大学 学長

技術指導受入決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました技術指導について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 技術指導の題目
2. 技術指導者
3. 技術指導期間等
4. 技術指導料
5. その他 久留米工業大学技術指導取扱規程を厳守すること。